

児童虐待進行管理モニター強化事業に係る業務委託仕様書

1 業務名

児童虐待進行管理モニター強化事業（以下「事業」という。）に係る業務

2 業務の概要

受託団体等は、本事業に基づき、津市、四日市市及び三重郡内に居住する対象児童が在籍する保育所、幼稚園、学校等（以下「学校等」という。）を訪問し、児童や保護者の状況、家庭環境の変化等に関する情報収集等を行う。

3 業務の明細

- (1) 受託団体等若しくは事業に従事する者（以下、「従事者」という。）は、別紙のとおり、三重県児童相談センターによる研修を受講する。
- (2) 従事者は、児童虐待相談の進行を管理する児童相談所長の指示に従い、別紙のとおり、対象児童が在籍する学校等を訪問し、児童等に関する聞き取り等を行う。
- (3) 従事者は、上記(2)による聞き取りの後、報告書を作成・提出するほか、別紙のとおり児童相談所児童相談記録システムへのデータの入力作業を行う。
- (4) 本業務に係る交通手段の確保及び交通費については、受託団体等が負担するものとする。

4 委託期間

契約の日から令和3年3月31日までの間

5 暴力団等の不当介入の排除等に関する事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 暴力団等による不当介入を受けたことにより、この業務の履行に支障をきたすおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が前項のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度担当職員と協議すること。

6 契約に関する事項

- (1) 契約事項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくはされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」をいいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合がある。

- (3) 契約書は2通作成し、双方1通を保有する。

7 特記事項等

- (1) 受託者及び従事者は、個人情報収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、この業務目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (2) 受託者及び従事者は、業務上知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこと。
- (3) 受託者及び従事者は、業務上知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (4) 受託者及び従事者は、業務に従事するために委託者から引き渡された個人情報が記載された資料等を複写及び複製してはならないこと。
- (5) 受託者はこの業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報等を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知すること。
- (6) 委託者は必要があると認めるときは、受託者が業務執行に当たり個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。
- (7) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

- (8) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者及び従事者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (9) 本仕様書に記載されている業務については、本県に対して別途費用を請求することはできない。ただし、本県の仕様書変更要求による追加費用については別途協議を行うものとする。

担当： 三重県児童相談センター児童相談強化支援室 福山、村田
電話： 059-231-5911

別紙

- 1 三重県児童相談センターによる研修について
受託団体等若しくは従事者に対する研修については、委託期間内に2日間（開始前・中間期）を予定

- 2 訪問実施目標数
1か月毎に、四日市市及び三重郡については40ケース、津市については30ケース

- 3 児童相談所児童相談記録システムへの入力作業時間
1ケースにつき10分程度